

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 収納係	
不利益処分名	被保険者証の返還命令	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第9条第3項	
連 絡 先	(電話 621 - 5384)	
処 分 基 準	<p>[法第9条第3項]の規定による。</p> <p>3 市町村は、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第7項、第63条の2、第68条の2第2項第4号、附則第7条第1項第3号並びに附則第21条第3項第3号及び第4項第3号において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>[国民健康保険法施行規則]</p> <p>（法第9条第3項の厚生労働省令で定める期間） 第5条の6 法第9条第3項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。</p> <p>（被保険者証の返還） 第5条の7 市町村は、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。</p> <p>一 法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求める旨</p> <p>二 被保険者証の返還先及び返還期限</p> <p>2 市町村は、法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求められている世帯主に係る被保険者証が第7条の2第4項の規定により無効となつたときは、当該世帯に属するすべての被保険者（法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者を除く。）に係る被保険者証が返還されたものとみなすことができる。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

処分基準	基準	<p>[国民健康保険法施行令]</p> <p>(法第 9 条第 3 項に規定する政令で定める特別の事情)</p> <p>第 1 条 国民健康保険法 (以下「法」という。) 第 9 条第 3 項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料 (地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。) を納付することができないと認められる事情とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。二 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。三 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。四 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。五 前各号に類する事由があつたこと。
------	----	---